

第35回小児保健セミナー 性的マイノリティの子どもたちへの対応

性の多様性を学校でどのように教えるか

土 肥 いつき (京都府立高校教員)

I. はじめに

近年、性の多様性について学習する学校が増えてきた。それとともに、性の多様性についての知識の獲得が新たなニーズとなり、それに応える研修会が各地で開催されたり、解説本が出版されたりするようになってきた。しかしながら、このような「量の拡大」は必ずしも「質の向上」と結びついているとはいえない状況である。

ここで、「性の多様性」がこれまで学校でどのように扱われてきたのかを調べてみる。日本における性教育の研究会は「人間と性」教育研究協議会や「全国性教育研究団体連絡協議会」などが挙げられるが、前者は先進的な取り組みをしているものの個人加盟の団体の連合体であり、後者は毎年の大会におけるレポート数が少ないため、ともに全体的な傾向を見ることができない。そこで本稿では、日本教職員組合主催の教育研究全国集会(以下、日教組教研)の中にある「両性の自立と平等をすすめる教育分科会(以下、両性分科会)」でのレポートを見ることで全体的な傾向を見ることが出来る。

日教組教研では、各都道府県内で取り組まれた多くのレポートの中から1本が選出され、その都道府県の代表としてレポートされる。したがって、選出されたレポートは各都道府県の意識を反映しているといえ

る。また、レポートによっては「選出されなかったレポート」について言及しているものがあることも、全体的な傾向を調べるうえで適切であるといえる。表1は、両性分科会における全レポート数と性の多様性を扱ったレポート数の経年変化を調べたものである。なお、以下の「年」はすべて「年度」で表す。

手元にあった資料が1999年以降のものであったこと、また2001年・2004年・2006年・2007年のデータはないが、1999年からの傾向は概ねわかるかと思う。表1を見てわかるように、2000年にはすでに多様な性を扱ったレポートが出されている。このレポートはゲイの教員が自校でカミングアウトした軌跡を報告したものであった。これ以降、コンスタントに性の多様性を扱ったレポートが出されている。また、性の多様性を扱ったものの「選出されなかったレポート」も2000年以降毎年存在している。さらに、表1にはないが、1998年に同性愛について扱ったレポートが存在したことが1999年2月1日付朝日新聞朝刊によって報道されている。このように、性教育分野では、かつてから性の多様性に着目した取り組みが、少数ながらなされてきた。これらのレポートは、例えば友人が当事者であったり、自校に当事者生徒が在籍するなど、性の多様性の取り組みの必要性を自ら実感したことからスタートした実践であった。

このような状況に変化がみられるのは2009年であ

表1 性の多様性レポート数の経年変化(筆者作成)

年度	1999	2000	2002	2003	2005	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
全レポート数	19	35	36	33	36	31	32	28	31	23	25	26	28	28	25	24
該当レポート数	0	1	1	2	1	1	4	1	2	2	1	4	7	5	9	6
割合(%)	0.0	2.9	2.8	6.1	2.8	3.2	12.5	3.6	6.5	8.7	4.0	15.4	25.0	17.9	36.0	25.0

る。この年初めて該当レポート数の割合が10%を超えた。さらに2014年以降は常に10%を超え、2017年には全体の1/3が性の多様性を扱っている。両性分科会は「性の教育」だけでなく「労働・家族」、「意識・慣習の見直し」の3分野で論議されることを考えると、全体の1/3という数は極めて多いといえるであろう。この背景にあるのは、いうまでもなく社会の変化である。

2006年に兵庫県内のある教育委員会が、当時小学2年生の子どもに対して自認する性別での学校生活を認めるというニュースが流れた。同年、NHK教育の「ハートをつなごう」が若年層のLGBTをテーマとした番組を放送し、性の多様性が教育課題として認識され始めた。また文部科学省は2010年4月「児童生徒が抱える問題に対する教育相談の徹底について」という通知を出し、困難を抱えるトランスジェンダー生徒への相談体制の充実を求めた。その後、2014年1月に全国の小学校・中学校・高等学校を対象に、トランスジェンダーの在籍数と対応状況を把握するための悉皆調査を行い、同年6月に調査結果を発表した。さらにこの調査結果に基づいて「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」という通知を出し、具体的な支援策の提示も行った。翌2016年には「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）」という教職員向けの研修資料を出した。

このように、当初は一部の教員による主体的な取り組みであった性の多様性は、今や「取り組まなければならない課題」と認識されるようになってきた。しかしながら、それとともに、学校において性の多様性に取り組む際の課題も顕在化してきた。本稿では、その課題を考えるとともに、その課題を解決するための提言を行うことにする。

II. 学校の課題—学校は多様であるか—

性の多様性を学校で取り組む際、なによりも大きな課題は、そもそも学校は多様性を認めているかということである。学校には制服や頭髪規定など校則に代表される「個性を許さない」しくみがある。

ここで制服を例にとることにする。筆者は制服は「学校名」、「性別」、「着こなし」の3つを表す「アイコン」と考えている。制服を着た生徒を見たときに、その生徒が所属する学校とその生徒の性別のみな

らず、「着こなし」によって「ヤンキー／陰キャ」といったキャラもわかるということである。言いかえるなら、教員は制服をとおして、個人ではなく、学校・性別・キャラというラベルを見ることになるということなのである。と同時に、このような「個性を許さない」しくみは、単に学校だけが必要としているのではなく、学校を取り巻く世間の要請でもあることも忘れてはならない。ある若者の「所属」が一目見てわかることは、世間の人々にとっての「安心」につながるからこそ必要とされているのである。また、校則のように明文化されたものだけでなく、例えば体育祭の入場行進のような「隠れたカリキュラム」としても「個性を許さないしくみ」は存在している。

「個性を許さないしくみ」は、子どもたちだけでなく教員にも及んでいる。例えば生徒指導の場面では「すべての教員による一致した指導」ということがよくいわれる。つまり、個々の教員が自らのやり方で指導するのではなく、ある特定の 방법으로生徒に校則を守らせることを優先するということである。このような風潮は個々の学校レベルにとどまらず、教育委員会や文部科学省レベルの「教員スタンダード」という形で、教員についても個性よりも統一へと舵を切りつつあるのが現状である。

しかしながら、子どもたちの存在そのものが多様であることはいうまでもない。人権教育の世界には「40人の子どもたちには40の生活があり、それをランドセルに詰め込んで学校に来ている」という言葉がある。子どもたちは「シングルマザー家庭」、「生活保護家庭」、「ヤングケアラー」、「障害のある生徒・親・きょうだい」、「外国にルーツがある家庭」、「部落」など、さまざまな生活背景を持っている。そして、多様な存在であるのは教員もまた同様のはずなのである。

III. 性の多様性を教えるための3つの提言

学校を取り巻く現状はII. で述べたように多様性を認めない社会である一方、I. で述べたように、現在、性の多様性は広く取り組まなければならない課題として認識されている。このような状況は、実は性の多様性だけではなく、人権教育が直面してきた課題でもある。筆者自身は長く人権教育に取り組んできた。そこで、以下、人権教育の文脈で得た経験に基づいて、性の多様性を学校で教えるために3つの提言を行いたい。

1. 多様性のない学校・社会そのものを問う

日本における同和教育は、「今日もあの子が机にいない」のはなぜなのかを問うところから出発した。そして、「あの子がいない」背景には、子どもたちから学ぶ機会を奪う差別社会の存在を発見したのである。同様に、性の多様性を教えるためには、多様性のない学校・社会そのものを問うことからスタートする必要があるだろう。

学校におけるジェンダーは、教育社会学に豊かな蓄積がある。中でも、木村は、ジェンダーを編成し普及させるための代表的な社会装置が学校教育システムであるとしたうえで、それが担う「性別分化」のプロセスを次のように述べている(図)。

「現代日本の学校教育をジェンダーの観点から学校段階ごとに概観すると、次のような流れに整理することができる。まず、幼児教育段階ではカテゴライズによる性別分離の基礎が築かれ、小学校では幼児教育段階の性別カテゴリーを引き継ぎつつも、男女均質化の原則が強く支配する。しかし、中学校に進学する段階で、性別の差異を強調する文化が思春期という子ども

表2 性別で分けずに実施している学校の割合

	出席簿	全校集会等の整列
小学校	87%	72%
中学校	67%	29%
高等学校	89%	60%

(「性別で分けない名簿調査」より筆者作成)

の発達段階ともあいまって展開される。高校段階では、中学校において生じた性別分化のプロセスが学校・学科選択によって本格的に展開し、さらに卒業時点での高等教育機関への進学の有無と進学先の選択によって、最終的な性別分化が完成する¹⁾。

例えば、日教組が2016年度に発表した「性別で分けない名簿調査」によると、出席簿や全校集会等の整列を性別で分けずに実施している学校の割合は表2のようになっている。表2からわかるように、中学校での実施率は、小学校・高等学校に比べて有意に低い数値となっている。これはまさに性別分化の過程の中で、中学校においては二つの性別カテゴリーに分けるために「性別の差異を強調する文化」があることを表している。

また、宮崎は小学校における参与観察をとおして「性別カテゴリーはストラテジー、つまり、スムーズに活動が行えるように、児童の行動をパターン化する手段の一つであると考えられる」と述べ、教員が二分された性別カテゴリーを統制の手段として用いていることを明らかにした²⁾。さらに、藤田は幼稚園における参与観察をとおして、子どもたち自身が二分法的なジェンダーを構築するとともに、そこに異性愛的なセクシュアリティが表現されていることを指摘している³⁾。

学校文化の中にはこのような異性愛規範に基づいた二つの性別を固定化するメッセージがあることを意識化することなしに性の多様性を教えることは、結果的に子どもたちに「ダブルスタンダードである」というメッセージを伝えることになってしまうのである。

2. 多様な性をすでに生きていることを伝えるだけでなく、そこに権利の不平等があることを伝える

人権学習の研究発表会に行くと、とても工夫の凝らされた授業が展開されている。例えば部落問題学習では「渋染め一揆」や「水平社設立」などを教材として、差別と立ち向かう人の姿をいきいきと伝えられる。時には差別と闘う当事者をゲストスピーカーとして招

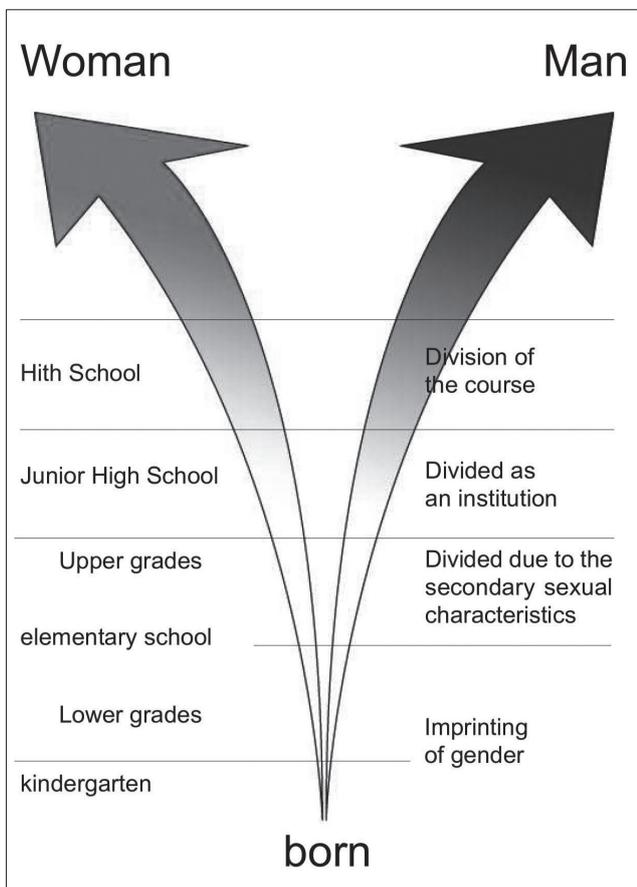


図 性別分化の過程 (文献¹⁾をもとに筆者作成)

き、「生の声」を子どもたちに届ける取り組みがなされている。同様のことは、性の多様性を教える実践のレポートにも登場している。セクシュアリティの要素はいくつあるのか。それぞれの要素をどう教えるのか。あるいは、どんな当事者をゲストスピーカーとして招いたのか。子どもたちからどんな感想が出てきたのか。それらを互いに交流しながら、少しずつ実践が進んでいる。

しかしながら、筆者には、その中身はまだまだ不十分であるように思われる。例えば、ゲストスピーカーの講演をとおして「多様な性を生きる人がある」ことを伝えることは、子どもたちにはどのようなメッセージとして伝わるのだろうか。

社会学者のFrankは「昨日私は健康であった。今日私は病気である。しかし明日には再び健康になるであろう」という基本的な筋書きを持つ語りを「回復の物語」とし、「回復の物語を語る病む人々も、その人たちなりのありふれた英雄性を実践している」とする⁴⁾。ゲストスピーカーの話は、往々にして「周囲の無理解を乗り越えて『ありのまま』を生きることを実現した人」として子どもたちに伝わる。そこに込められるメッセージは「ありふれた英雄性」、すなわち「強い人だ」ということにとどまってしまうがちである。さらに、障害者の人権活動家であるYoungは、障害者を健常者の感動のために消費する姿勢、とりわけマスコミの姿勢を「感動ポルノ」とし、「私たちはあなた方の感動のためにここにいるのではない」と批判した⁵⁾。「ありふれた英雄性」によって子どもたちが感動することにとどまるのであれば、それは「感動ポルノ」であるというのは言い過ぎだろうか。

さらに、性の多様性という「知識」の伝達は、子どもたちにどのようなメッセージを伝えるのだろうか。例えば性の多様性の授業の目的に「多様な性を生きる人があることを理解させる」としたものが散見される。あるいは、授業後の子どもたちの感想を読むと「そのような人を理解しないといけないと思った」といったものもよくみられる。人権学習の文脈では、例えば「部落問題は誰の問題か」、「外国人問題は誰の問題か」ということが常に問われる。そこで伝えなければならないことは、「多様な性を生きる人への理解」ではなく「多様な性を生きる人がなぜ生きにくいのか」ということ、つまり「多様な性の間に権利の不平等がある」ということなのである。

3. できるだけ早期から繰り返し伝える

性教育の研究会でしばしば「性の多様性はいつから教えるか」ということが話題になる。そこでの関心事は「発達段階」である。例えば、「同性愛について教えるのは小学生にはまだ早い」といった論議がなされる。それに対して、筆者は常に「できるだけ早く教えるべきである」と言う。

言うまでもなく教育は学校だけが行っているわけではない。子どもたちは生まれた瞬間から親や周囲、そしてマスコミなどをとおして「多様ではない性」について教育されている。性の多様性を教えることは、そこで学べないことを保障していくことなのである。そこでキーとなるのは以下の3点になる。

第1に、先に述べたように「できるだけ早く教える」ことである。世界性科学会が1997年に発表し2014年に改定した「性の権利宣言」の第10条「教育を受ける権利、包括的な性教育を受ける権利」には以下のように書かれている。

「人は誰も、教育を受ける権利および包括的な性教育を受ける権利を有する。包括的な性教育は、年齢に対して適切で、科学的に正しく、文化的能力に相応し、人権、ジェンダーの平等、セクシュアリティや快楽に対して肯定的なアプローチをその基礎に置くものでなければならない」⁶⁾。

例えば、子どもたちは生まれた瞬間に親の姿をとおして「異性愛」についての学習をしている。だからこそ、1. で述べたように、子どもたちは自ら異性愛的なセクシュアリティを「自然に」表現するのである。したがって、性の多様性を伝えるためには、生まれた瞬間から「同性愛」についての学習機会をつくらなければならないということである。さらに、「早すぎるから教えない」ということは、子どもたちから「学ぶ機会」を奪うだけではなく、当事者の子どもにとってはロールモデルとの出会いを奪うことになる。

第2に、「繰り返し教える」ことである。一般の教科学習では「スパイラル学習」などといって、同じ内容を濃さを変えながら繰り返し学習することが効果的ともいわれている。性の多様性も同様に、同じ内容を繰り返し学習する必要があるだろう。その際、大切なのは「発達段階によって教える内容を変える」のではなく「発達段階によって伝え方を変える」ことである。これを別の言い方にするなら「複雑なものは複雑なまま伝える」ことである。なぜなら、多様性は微細な差

異の中にこそ顕著に現れるからである。逆に言うならば、「わかりやすくするために中身を省略する」行為こそが多様性を損なうことなのである。

第3に、「多様な性を生きる人」に焦点を当てすぎないということである。筆者は「マジョリティ」を「他者との差異に鈍感でいられる人」と考えている。つまり「自分たちは互いにちょっとは違うかもしれないけど、それはとるに足らない差であって、同じである」という考えで生きることができる人ということである。それに対して「マイノリティ」は「他者との差異に敏感な人」と考えている。したがって、マジョリティから見ると些細な差なのにマイノリティ内部で対立が起こることがよくある。「多様な性を生きる人」に焦点を当てすぎると、シスジェンダーでありヘテロセクシュアルである生徒に「自分たちはそうではない『普通の』人」というメッセージを伝えることになり、それが「多様な性を生きる人への『理解』」という態度につながってしまうのである。ここで必要なのは、すべての子どもたちが互いの差異に敏感になること、さらに言うなら、子どもたちが元来持っている微細な差異に敏感なアンテナを取り戻す手伝いをするということなのである。

IV. おわりに—性の多様性「を」教えることからの脱却を—

本稿に与えられたテーマは「性の多様性をどう教えるか」であった。しかしながら、必要なのは「性の多様性『を』教えること」ではなく、性の多様性とおして何を伝えるのかということ。つまり「性の多様性『で』教えること」であると筆者は考えている。

障害者解放運動は、障害を「impairment」ととらえる「医療モデル」から、障害を社会からもたらされる「disability」ととらえる「社会モデル」へとパラダイムを変換してきた。同様のパラダイム変換は、かつ

ては精神病として扱われた同性愛の脱精神病理化、そして医療概念としての性同一性障害から脱精神病理としてのトランスジェンダーへという変化に表されるように、セクシュアリティの世界でも起こっている。このパラダイムの変換は、言うまでもなく非典型的なセクシュアリティをもつ人々の生きづらさは、社会の側に原因があるということの意味している。そのことを知るカギが「性の多様性」なのである。

性の多様性を教えることは、この社会がどのような規範のもとに成り立っているかをセクシュアリティの側面から考えることである。そして、そこにある権利の不平等に意識的になるとともに、すべての多様な性を生きる人々がともに生きる社会を実現する方法を学ぶことなのである。

文 献

- 1) 木村涼子. 学校文化とジェンダー. 東京: 勁草書房, 1999.
- 2) 宮崎あゆみ. 学校における「性役割の社会化」再考—教師による性別カテゴリー使用をてがかりとして. 教育社会学研究 1991; 48: 106-123.
- 3) 藤田由美子. 幼児期における「ジェンダー形成」再考—相互作用場面における権力関係の分析より. 教育社会学研究 2004; 74: 329-348.
- 4) Frank AF. The wounded storyteller: body, illness, and ethics. Chicago: The University of Chicago Press, 1995. (鈴木智之訳. 傷ついた物語の語り手 身体・病い・倫理. 東京: ゆみる出版, 2002.)
- 5) Young S. "We are not here for your inspiration" <https://www.abc.net.au/news/2012-07-03/young-inspiration-porn/4107006> (参照2019-12-31)
- 6) 世界性科学会. "性の権利宣言" <https://worldsexualhealth.net/wp-content/uploads/2014/10/DSR-Japanese.pdf> (参照2020-01-01)